

第44号議案

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

令和3年6月7日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

打出駅ホーム拡幅整備により、阪神打出駅前自転車駐車場の一部の供用を令和3年
7月31日をもって廃止することに伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定
しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
阪神打出駅前自転車駐車場	芦屋市打出小槌町 <u>198番6</u>	阪神打出駅前自転車駐車場	芦屋市打出小槌町 <u>20～26番先</u>
	芦屋市春日町 150～152番先	〃	〃 57番先
	〃 160番先		芦屋市春日町 150～152番先
			〃 160番先
阪神打出駅南自転車駐車場～ J R 芦屋駅南自転車駐車場9	(略)	阪神打出駅南自転車駐車場～ J R 芦屋駅南自転車駐車場9	(略)

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

参 照

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

打出駅ホーム拡幅整備により，阪神打出駅前自転車駐車場の一部の供用を令和3年7月31日をもって廃止することに伴い，関係規定を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

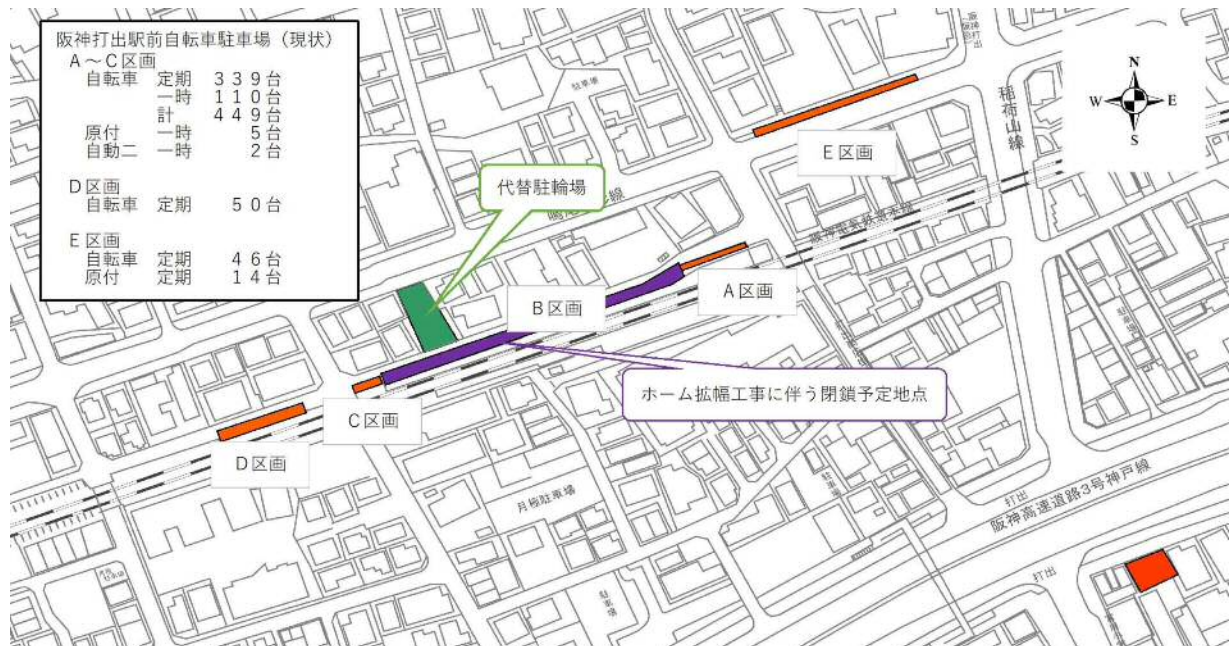
駐車場の名称及び位置を定める規定を次のように改める。(別表第1関係)

名 称	位 置	
	改正案	現 行
阪神打出駅前 自転車駐車場	<u>芦屋市打出小槌町 198 番 6</u> 芦屋市春日町 150～152 番先 芦屋市春日町 160 番先	<u>芦屋市打出小槌町 20～26 番先</u> <u>芦屋市打出小槌町 57 番先</u> 芦屋市春日町 150～152 番先 芦屋市春日町 160 番先

3 施行期日

令和3年8月1日

阪神打出駅周辺の市営自転車駐車場の現状と今回閉鎖になる範囲



()内は現行

位置	区画（※1）	台数		
打出小槌町 198番6 (20～26番先)	A (A)	自転車	一時	90 (90)
	— (B)	自転車	定期	0 (339) (※2)
	C (C)	自転車	一時	20 (20)
		原付	一時	5 (5)
打出小槌町 198番6 (57番先)	D (D)	自転車	定期	50 (50)
	春日町150～152番先 (150～152番先) 160番先 (160番先)	E (E)	自転車	定期
		原付	定期	14 (14)

※1 区画の名称は変更する可能性があります。

※2 減少した339台分は、阪神電気鉄道株が運営する代替駐輪場で確保予定です。